

健診は健康管理の第一歩！

健診を受けることで、体の健康状態を知ることができます。年に一度は健診を受けて、健康づくりに役立てましょう！

対象

- (1)秩父市国民健康保険の加入者で、今年度中に40～75歳になる方
- (2)後期高齢者医療保険の方

健診料 64歳以下の方 1,000円

65歳以上の方 無料(年度内に65歳になる方は無料)

内容 身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図(集団健診のみ)・医師の診察など

■集団健診の日程や個別健診の実施医療機関などの詳細は、4月末ごろに対象者に郵送する案内をご確認ください。

■保険年金課 ☎25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2395

人間ドックを受診された方に 検診費用の補助を行います

(1)国民健康保険の方

対象 次の条件を全て満たす方

- ①検診日に国民健康保険の資格を取得してから6か月以上経過している方
- ②検診日に満35歳以上の方
- ③申請時に国民健康保険税を完納している世帯に属する方

補助額 28,000円(年度内1回で、検診額が28,000円未満の場合はその金額)

指定医療機関でご受診の方 希望の指定医療機関に人間ドックの予約を行い、受診前に保険証を持参して窓口申請してください。申請は受診日の前月1日から受け付けます。受診時に検診料から補助額が差し引かれる「人間ドック検診利用券」を交付します。

指定医療機関以外でご受診の方 人間ドックを受診後、【★】を持参して申請してください。申請後、補助額を指定の口座に振り込みます。

申請窓口 保険年金課、各総合支所市民福祉課

(2)後期高齢者医療保険の方

対象 次の条件を全て満たす方

- ①検診日に6か月以上市内に在住し、後期高齢者医療保険の被保険者の資格を有する方
- ②申請時に後期高齢者医療保険料を完納している方

補助額 28,000円(年度内1回で、検診額が28,000円未満の場合はその金額)

申請窓口 保険年金課、各総合支所市民福祉課

人間ドックを受診後、【★】を持参して申請してください。申請後、補助額を指定の口座に振り込みます。

注意 同一年度内には健診か人間ドックのどちらかひとつの助成しか受けられません。

※令和6年度より後期高齢者医療保険の方も集団健診が受診可能です。集団健診をご希望の場合は、受診券に同封されている返信用封筒にて郵送でお申し込みください。個別健診の受診を希望する方は医療機関へ直接お申し込みください。

集団健診の各会場では、がん検診が受けられます

胸部レントゲン撮影(肺がん検診・結核健診)、大腸がん検診、ABC検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診が受けられます。

これらの検診は、加入している医療保険に関係なく、対象の年齢の方はどなたでも受診できます(事前申込み不要)。対象の年齢など詳しくは「令和6年度秩父市健康カレンダー」をご覧ください。

■・問秩父保健センター ☎22-0648

吉田保健センター ☎77-1112

大滝保健センター ☎55-0102

荒川保健センター ☎54-2231

補助金の受取代理

後期高齢者医療保険では、一覧で※印のついている医療機関において、補助金の申請をご本人に代わり、医療機関が行う「受取代理制度」を採用しています。ご本人は人間ドック検診料と補助金の差額のみの支払いとなります。

■・問保険年金課、各総合支所市民福祉課

【★】人間ドック検診料の領収書、検診結果表、印鑑、通帳など(振込先金融機関と口座番号のわかるもの)

人間ドック補助制度対象検査項目

身体測定・血圧測定・心電図検査・眼科系検査・聴力検査・呼吸機能検査・胸部X線検査・上部消化管検査(食道・胃・十二指腸)・腹部超音波検査・血液検査・尿検査・検便・内科診察・問診
※がん検診等、オプション部分は自己負担です。

指定医療機関一覧(順不同)

※国保町立小鹿野中央病院	小鹿野町小鹿野300 ☎(75)2332
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38 ☎049(276)1550
※高橋内科クリニック	秩父市中村町3-3-36 ☎(27)0155
※秩父病院	秩父市和泉町20 ☎(22)3022
※秩父生協病院	秩父市阿保町1-11 ☎(23)1300
秩父第一病院	秩父市中村町2-8-14 ☎(25)0311
※熊谷総合病院	熊谷市中西4-5-1 ☎048(521)0065
藤間病院総合健診システム	熊谷市末広2-137 ☎048(522)0600
※深谷寄居医師会メディカルセンター	深谷市上柴町西3-6-1 ☎048(572)2411
皆野病院	皆野町大字皆野2031-1 ☎(62)6300

※後期高齢者医療保険制度で補助金の申請を本人に代わり、医療機関が行う「受取代理制度」を採用する病院

障がい者のための福祉手当・福祉医療費

①～⑤の手当、医療費について、すでに受給されている方は、申請の必要はありません。

①特別児童扶養手当

対象 身体または精神に障がい（※）がある20歳未満の子どもを育てている方

※特別児童扶養手当認定診断書により一定の障がいがあると認められた方（おおむね身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、A、Bをお持ちの方）

手当額（昨年度比）1級 月額55,350円（+1,650円）2級 月額36,860円（+1,100円）

その他 同居の家族に一定以上の所得がある場合は一定期間支給停止になります。また、対象児童が児童福祉施設等に入所している期間は受けられません。

②在宅重度心身障害者手当

対象 次のいずれかに該当する方

I 在宅で生活している市・県民税非課税の方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方

II 20歳未満の医療的ケアを必要とする方で、身体障害者手帳1級または2級と療育手帳AまたはAを重複して持ちの方

手当額 月額5,000円

その他 次の方は受けられません。

- ・他の手当を受けている方（II以外）
- ・社会福祉施設等に入所している方
- ・65歳以上で新たに手帳を取得した方（更新により新たに該当要件を満たす方を含む）

③障害児福祉手当

対象 障がいがあるため、常時介護が必要な20歳未満の方

手当額（昨年度比）月額15,690円（+470円）

その他 本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止になります。また、次の方は受けられません。

- ・社会福祉施設等に入所している方
- ・障害基礎年金を受けている方

④特別障害者手当

対象 次のいずれかに該当する、在宅で生活している20歳以上の方

- ・国民年金法1級程度の障がい2つ以上ある方
- ・国民年金法1級程度の障がい1つあり、さらに国民年金法2級程度の障がい2つ以上ある方
- ・肢体不自由で、国民年金法1級程度の障がいあり、日常生活において常時特別な介護が必要な方
- ・内部障がいおよびその他疾患で、国民年金法1級程度の障がいあり、絶対安静の方
- ・精神障がい（知的障がいを含む）で、国民年金法1級程度の障がいあり、日常生活において常時特別な介護が必要な方

手当額（昨年度比）月額28,840円（+860円）

その他 本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止になります。また、次の方は受けられません。

- ・社会福祉施設等に入所している方
- ・病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方

⑤重度心身障害者医療費

対象 次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ・療育手帳A、A、Bをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の「障害認定」を受けた方

※ただし、65歳以上で新たに手帳を取得した方（更新により新たに該当要件を満たす方を含む）は、重度心身障害者医療費の対象になりません。

助成額 医療保険を使って病院・薬局等を受診した際の医療費の一部

その他 受給資格者に一定以上の所得がある場合は、支給が停止となります。

難病患者等通院交通費給付金

対象 次のいずれかに該当する方

- ・特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちで難病の治療のため市外の病院等に通院している方
- ・慢性腎不全のため人工透析を行っている方で、市外の病院等に通院している方

※吉田・大滝・荒川地区在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方も対象

給付額 【電車またはバスを利用した場合】運賃（※）の2分の1の額

【自家用車を利用した場合】通院にかかる距離1kmあたり4円

※旅客運賃割引の対象となる場合は、割引適用後の運賃となります。

申請期間

【4月～7月分】8月1日（木）～15日（土）

【8月～11月分】12月2日（月）～16日（月）

【12月～3月分】令和7年4月1日（火）～15日（火）

持ち物 各種医療受給者証または特定疾病療養受療証、医療機関発行の領収書等の通院記録を証明できるもの、給付金振込先口座の名義・番号がわかるもの、印鑑

その他 自動車等燃料費給付金を受給している方、生活サポート事業を利用している方は受けられません。

在宅重度心身障害者自動車等燃料費給付金

対象 市内在住で、本人または同居かつ同一生計の親族所有の自動車等を自ら運転している、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ②身体障害者手帳1級～3級をお持ちの視覚障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方
- ③療育手帳A、A、Bをお持ちの方
- ④療育手帳A、A、Bをお持ちの知的障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

給付額 使用燃料1ℓにつき50円

（1か月の限度量は自動車20ℓ、バイク5ℓ）

持ち物 各種障害者手帳、運転免許証、自動車検査証（自動車検査証記録事項）または標識交付証明書、印鑑

その他 給付金の請求には、事前に認定申請が必要です。受給資格は、認定された日から発生します。また、秩父市福祉タクシー利用券の交付を受けている方、難病患者通院交通費給付金を受給している方は受けられません。

☎ 障がい者福祉課

☎ 27-7331 FAX 27-7336

各総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082

大滝☎55-0865 荒川☎54-2116

令和6年度 市税等納期のお知らせ

今年度も期限内納付にご協力ください。

※見やすい所に貼ってご利用ください。

税目等・納期限（口座振替日）	令和6年						令和7年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期 7/1(月)		2期 9/2(月)		3期 10/31(木)			4期 1/31(金)		
固定資産税		1期 5/31(金)		2期 7/31(木)				3期 12/25(木)			4期 2/28(金)	
軽自動車税		1期 5/31(金)										
国民健康保険税				1期 7/31(木)								
後期高齢者医療保険料				1期 7/31(木)								
介護保険料												
特別徴収（年金天引）												
市・県民税				1期 7/31(木)	2期 9/2(月)		3期 9/30(月)	4期 10/31(木)	5期 12/2(月)	6期 12/25(木)	7期 1/31(金)	8期 2/28(金)
国民健康保険税												
後期高齢者医療保険料												
介護保険料												
休日納税窓口（本庁のみ） （毎月最終日曜日）	4/28	5/26	6/30	7/28	8/25	9/29	10/27	11/24	12/22	1/26	2/23	3/30

該当となった税目等についてのみ、

4月・6月・8月・10月・12月・2月の公的年金からの特別徴収による納付となります。

◎夜間納税窓口を毎月第2・第4木曜日（休日の場合は前日）に開設しておりますので、ご利用ください。（17:15～19:15 本庁のみ）

◎口座振替をご利用の方は、納期限の日に振り替えますので、預貯金の残高をご確認ください。

◎納め忘れのない口座振替のご利用をおすすめします。

◎納付方法については納税通知書・決定通知書などをご確認ください。

問い合わせ

- ・市税等の納付に関すること
- ・市・県民税、軽自動車税等の課税に関すること
- ・固定資産税の課税に関すること
- ・国民健康保険税の課税に関すること
- ・後期高齢者医療保険に関すること
- ・介護保険に関すること

納税課 ☎ 22-2210

市民税課 ☎ 22-2209

資産税課 ☎ 25-6076

保険年金課 ☎ 25-5201

高齢者介護課 ☎ 25-5205

固定資産税評価額

令和6年度は3年に1度の固定資産税の評価替えの年です

固定資産の評価替えとは、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、3年に1度の基準年度に土地・家屋の評価を見直すことをいいます。

土地については、新たに標準宅地を選定し直し、路線価を見直しました。なお、現況地目については、令和6年1月1日の状況により評価しました。

家屋については、令和5年1月1日以降に新築・増築された家屋は、新しい評価基準に基づいて評価しました。それ以前の家屋は物価水準の変動を反映した率、経年減点補正率を乗じて、新しい評価額を算定しました。なお、新しい評価額が前年度の評価額を上回る場合は、評価額が据え置かれます。

土地・家屋縦覧帳簿

土地・家屋価格等縦覧帳簿は、土地・家屋の地目や構造・面積・評価額等が記載されています。所有している土地や家屋と所在地が近い他の土地や家屋を比較することができます。

と き 4月1日(月)～5月31日(金)

と ころ 資産税課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

※縦覧できる内容や必要な書類などの要件はお問い合わせください。

固定資産税の納税通知書(納付書)は、4月下旬に送付予定です

固定資産の価格に異議のある方は、納税通知書の交付を受けた日から3か月以内に、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

☎資産税課 ☎25-6076

軽自動車税種別割

納期限内に納めましょう

軽自動車税種別割の納税通知書は5月2日(木)に発送します。

令和6年度軽自動車税種別割の納期限(口座振替日)は5月31日(金)です。納税通知書の裏面に記載されている金融機関等で、納期限内に納めてください。

減免の手続き

障害者手帳等をお持ちの方のために使用される軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、申請による減免制度があります。なお、自動車税ですでに減免を受けている場合は、減免申請ができません。

令和5年度から引き続き減免を受けている方は申請する必要はありません。ただし、申請時から障害者手帳の内容や運転者、車両など、状況に変更がある場合は、改めて申請をする必要があります。

申請に必要な書類

- ・(未納の)納税通知書
 - ・運転者の運転免許証
 - ・障害者手帳等
 - ・申請者の身分を証明できるもの
 - ・代理人選任届(委任状)
- ※納税義務者本人または納税義務者と住民票上の同一世帯員以外の人(代理人)が手続きする場合には必要です。

納税通知書到着後、必ず納期限(5月31日(金))までに市民税課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ申請してください。

期限を過ぎると減免申請ができませんのでご注意ください。

☎市民税課

☎22-2209



令和6年度市・県民税の定額減税

定額減税額(特別控除額)

次の合計額が納税者本人の市・県民税から減額されます。

【納税者本人】年税額1万円

【控除対象配偶者または扶養親族(国外居住は除く)】1人当たり年税額1万円

減税の適用条件

納税者本人の令和6年度分の市・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下であること

定額減税の実施方法

○給与所得に係る特別徴収の場合

(給与からの天引きの方)

令和6年6月分については徴収せず、定額減税後の税額を7月分から翌年5月分までの11分割で給与天引きします。

○公的年金等に係る特別徴収の場合

(年金からの天引きの方)

令和6年10月分の年金天引き分から定額減税額に相当する金額を控除し、控除しきれない分については12月分以降から順次控除します。

○普通徴収の場合(口座振替や納付書で納付する方)

第1期分(令和6年7月1日納期限分)から定額減税額に相当する金額を控除し、控除しきれない分については第2期分以降から順次控除します。

※ふるさと納税の控除上限額の算出は控除前の所得割額によって算出します。

※定額減税について、納税者本人が均等割のみ課税者の場合は、対象となりません。

☎市民税課 ☎22-2209